

令和 6 年度

山形市ひとり親家庭 支援ガイド



山形市

家庭の状況が多様化し、結婚に対する考え方が大きく変化していること等を背景に、ひとり親家庭が年々増加しています。そのようなひとり親家庭に対して、子どもを育てながら自立した生活を送れるようサポートする相談先や福祉サービスを提供しています。山形市「子育てガイド」と合わせてご覧ください。

～ も く じ ～



離婚・養育費

支援項目	相談窓口	掲載ページ
養育費、面会交流	養育費相談支援センター	1

身近な相談窓口

支援項目	相談窓口	掲載ページ
母子寡婦相談・父子相談・婦人相談・児童相談	こども家庭支援課	2
こども電話相談（児童相談専用電話）	こども家庭支援課	2
民生委員・児童委員	生活福祉課	3
子育て支援センター	各子育て支援センター	4
その他の相談窓口	各相談窓口	6

経済的支援

支援項目・内容	相談窓口	掲載ページ
児童手当	中学校 3 年生までの子どもを監護する方に支給	こども家庭支援課 7
児童扶養手当	ひとり親等で 18 歳以下の子ども（障がいを持つ子どもは 20 歳未満）を養育する方に支給	こども家庭支援課 9
労災保険（遺族補償年金）	仕事中や通勤途中で死亡した方に生計を維持されていた方に支給	山形労働局 山形労働基準監督署 13
遺族基礎年金（令和 6 年度）	国民年金に加入していた方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた方に支給	市民課 14

支援項目・内容		相談窓口	掲載ページ
産前産後期間の国民年金保険料免除制度	出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度	市民課	15
遺族厚生年金	厚生年金又は共済年金に加入していた方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた方に支給	山形年金事務所 各共済組合	16
生活保護	収入減少等により生活が困難となった世帯の最低限の生活を保障する支援	生活福祉課	17
生活困窮者自立支援制度	生活に困っている方の相談に応じ、課題の解決を図るための包括的支援	山形市社会福祉協議会	18
親子健やか医療	18歳以下の児童を扶養しているひとり親家庭等の方が、親と児童の保険診療分の自己負担額が無料	こども家庭支援課	19
こども医療（乳幼児医療）	お子さんが医療機関を受診した場合の医療費（保険診療分）を県と市が給付する制度	こども家庭支援課	20
重度心身障がい（児）者医療	心身に著しい障がいをもつ方の外来・入院・訪問看護にかかる保険診療の自己負担額を軽減	障がい福祉課	21
母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭の親に対して、低利又は無利子で行う各種資金の貸付	こども家庭支援課	22
山形市健やか教育手当	ひとり親家庭等で住民税の所得割が非課税の方に支給	こども家庭支援課	23
税の軽減（ひとり親控除等）	母子、父子家庭、生活保護世帯の方住民税の軽減	市民税課	24

就労・就学に関する支援

支援項目・内容		相談窓口	掲載ページ
就学援助制度	経済的理由等で小中学生の学校で集金している給食費等就学のために必要な費用の一部援助	学校教育課	25
就学援助・奨学金	経済的理由で、高等学校、大学等への就学に困難がある優れた生徒に授業料の免除、給付、貸付等を行う制度	在学中の学校 他	26
ハローワークやまがた（公共職業安定所）	求職者には就職（転職を含む）に関する相談・指導、適性や希望にあった職場への職業紹介	ハローワークやまがた	27
ハローワークプラザやまがたマザーズコーナー	ハローワークやまがたの附属施設です。授乳コーナー、キッズコーナー配置	ハローワークプラザやまがた	28
ハローワークワークテツプやまがた	市役所の中にあるハローワークやまがたの付属施設	ハローワークやまがた	29
公共職業訓練	就職希望者を対象とした職業訓練	ハローワークやまがた	30
求職者支援制度	雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するための支援制度	ハローワークやまがた	31
自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父の主體的な能力開発の取組みを支援	こども家庭支援課	32
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が資格取得のため、養成機関修業中の生活の負担軽減を図るための給付金の給付	こども家庭支援課	34

支援項目・内容		相談窓口	掲載ページ
ひとり親家庭生活応援給付金	高等職業訓練促進給付金に上乗せして生活応援のための給付金の給付	こども家庭支援課	35
ひとり親家庭住まい応援給付金	高等職業訓練促進給付金に上乗せして民間賃貸住宅家賃に対する給付金の給付	こども家庭支援課	36
ひとり親家庭通学応援給付金	高等職業訓練促進給付金を受給している方に通学費補助として上乗せして支給	こども家庭支援課	37
高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又は子が高卒認定試験合格のための支援	こども家庭支援課	38
JR 通勤定期券の割引	児童扶養手当受給世帯の親に対する、JR 通勤定期乗車券の購入割引	こども家庭支援課	39
山形県ひとり親家庭就業・自立支援センター	就業に関する相談から情報の提供、講習会の開催等の就業支援	山形県ひとり親家庭就業・自立支援センター	40

住まい・生活に関する支援

支援項目・内容		相談窓口	掲載ページ
県営住宅への入居	ひとり親家庭への優遇措置	山形県すまい情報センター	41
市営住宅への入居	ひとり親家庭への優遇措置	山形市市営住宅管理センター	42
山形県ひとり親家庭応援センター	ひとり親家庭からの各種支援要請に対してワンストップで対応	山形県ひとり親家庭応援センター	43
山形県母子寡婦福祉連合会	母子家庭の母や寡婦の方、父子家庭の父を応援するための支援	山形県母子寡婦福祉連合会	45
ひとり親家庭子育て生活支援事業 (ひとり親ヘルパー)	家庭生活支援員による子どもの預かりや生活のお手伝い	こども家庭支援課	46
母子生活支援施設 「むつみハイム」	18 歳未満の子どもを養育している母子家庭のお母さんに、生活課題の解決や相談、自立に向けた支援を行う施設	こども家庭支援課	47
ごみ袋の支給事業	ひとり親家庭で、18 歳以下の児童（障がい児は 20 歳未満）を扶養している世帯に支給	ごみ減量推進課	48

保育に関する支援

支援項目・内容		相談窓口	掲載ページ
保育園・認定こども園・ 地域型保育事業	保育の利用案内	保育育成課	49
病児・病後児保育	病気の回復期に至っていないが当面症状の急変が認められない児童をお預かりする制度	保育育成課	50
子育てコーディネーター	各種の保育サービスに関する情報提供を行う	保育育成課	51

支援項目・内容		相談窓口	掲載ページ
一時保育	一時的に保育できないときや、育児疲れを解消したいとき等に、児童をお預かりする制度	保育育成課	52
放課後児童クラブ	昼間に保護者のいない留守家庭の児童が、心身ともに健やかに成長できるように遊びや生活指導を行う施設	保育育成課	53
ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをしてほしい方と、子育てをお手伝いする方からなる会員組織	山形ファミリー・サポート・センター事務局	54
先輩ママの家庭訪問支援（ホームスタート・やまがた）	6歳以下の児童を養育している母に対する家庭訪問による育児支援等	特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド	55
シンシンの会（ひとり親家庭情報交換事業）	シングルマザーの情報交換会、親子での交流等。	特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド	56
こどもショートステイ事業（トワイライト事業）	病気・出産等のため一時的に子どもの養育ができなくなった場合、施設で子どもをお預かりする事業	こども家庭支援課	57

医療に関する支援

支援項目・内容		相談窓口	掲載ページ
夜間・休日にお子さんの具合が悪くなったときは	山形市休日夜間診療所 山形市歯科医師会休日救急歯科診療所 休日・夜間の病院案内 夜間の小児救急電話相談 他	各担当機関	59

その他の支援

支援項目・内容		相談窓口	掲載ページ
子ども食堂・地域食堂	ご家庭の経済的事情により家庭で十分に食事が出来ない子ども、孤立しがちな子ども等に、無料又は安価での食事と交流の場を提供	各運営団体	61
ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業	無料の学習会を定期的を開催 支援スタッフによる相談対応	NPO法人山形県ひとり親家庭福祉会	66

※このガイドは、令和6年4月1日時点の内容をまとめたものです。年度途中で、制度改正等により内容が変更になる場合がありますので、制度、施設等をご利用の際には、各相談窓口にご確認ください。

このガイドは、山形市こども未来部こども家庭支援課ひとり親支援係で取りまとめのうえ作成しております。

養育費・面会交流



平成24年4月1日に民法が改正され、離婚の際に協議して決める事項として「面会交流」と「養育費」が明記され、子どもの利益を最も優先して考慮しなければならないとされました。

養育費と面会交流は、離婚前に両親がよく話し合って決めることが大切です。

養育費

養育費は、子どもを養育・監護するために必要な費用で、食費、教育費、医療費等お子さんの生活費のことです。子どもに対する養育費の支払い義務は、たとえ親が生活に余裕がなくても自分と同じ生活を保障する強い義務であるとされており、自己破産した場合でも養育費の支払い義務はなくなりません。

養育費の取り決めの時期と方法

離婚時に父母がお互いによく話し合っ、金額、支払時期・期間、支払方法等細かい内容まで決めることが大切です。また、決めた内容は、口約束だけでなく、「公正証書」にすることが望ましいと考えられます。

話し合いで決まらないときや、離婚後の状況の変化によって、次のような方法があります。

- ・（離婚時）家庭裁判所の離婚調停等で決める。
- ・（離婚後）家庭裁判所の養育費請求の調停等で決める。

※事情の変更がある場合は、金額を改めて決め直すことができます。金額変更の調停もできます。

面会交流

離婚後又は別居中に子どもを養育・監護していない方の親が子どもと面会等を行うことで、子どもの健全な成長を助けるようなものである必要があります。

面会交流の取り決め方法

具体的な内容や方法については、父母が話し合っ、決めることになります。話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合は、家庭裁判所の調停等で決めることができます。

面会交流で心がけること

子どもがのびのびと過ごせるように、子どもの気持ちや日常生活のスケジュールや生活リズムを尊重して、会い方や面会時の過ごし方を考え、どちらの親も、相手の悪口を言わない、約束を守る等のルールを守ることが大切です。

子どもと離れて暮らす親は

- ・日時、場所は子どもの体調、生活ペースに合わせる。
- ・決められた日時は必ず守る。
- ・勝手にプレゼントをしない。
- ・子どもと暮らしている親に隠れて、子どもと会う約束をしない、会わない。

子どもと一緒に暮らす親は

- ・子どもの様子を相手に伝えておく。
- ・子どもが出かける際は笑顔で送り出す。
- ・子どもが帰ってきたら笑顔で迎える。
- ・子どもが面会交流を拒否しているときは、事情を聞き、相手に伝える。

相談窓口

養育費等相談支援センター（ご希望により当センターが電話をかけなおしています。）

☎：03-3980-4108

フリーダイヤル：0120-965-419（携帯電話からはご利用いただけません。）

メール相談：info@youikuhi.or.jp（迷惑メール拒否設定をされている方は受信設定をしてください。）

詳しくは、

養育費等相談支援センター

で検索してください。

母子寡婦相談・父子相談・婦人相談・児童相談



山形市では、母子父子自立支援員及び女性相談員を配置し、母子家庭や父子家庭、寡婦の皆さんの相談を聞いて、問題解決のお手伝いをしています。また、家庭児童相談員による、子どもの養育、しつけ、障がい等、子どもについての相談窓口も開設しております。電話相談、訪問相談も実施しています。

主な相談内容

- ・生活相談
- ・DV相談
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談
- ・自立支援教育訓練給付金事業
- ・高等職業訓練促進給付金等事業（ひとり親家庭生活応援給付金等も含む）
- ・子どもの養育、しつけ、障がい等、子どもについての相談 他

相談窓口

山形市役所 2 階 10 番窓口 こども家庭支援課 ☎641-1212（内線 579、391）

詳しくは、山形市 母子 父子 寡婦 相談 で検索してください。



でん わ そう だん

こども電話相談

どうだんせんようでんわ

山形市ではこども相談専用電話を
せつち
設置しています。

こどもに
関すること

*子育てと
家庭に関する相談

- 子育てのこと
- 発達のこと
- こどもの食事のこと など

*こどもの虐待に関する相談

こども（本人）からの
相談も受け付けています

ひとりで悩まず、ご相談ください！

こども電話相談（こども家庭センター直通）

☎023-641-3636

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分

山形市役所 こども未来部 こども家庭支援課 こども家庭センター

電話 023-641-1212 内線 574・546・841

LINEでの子育て相談も受け付けています

おやこよりそいチャットやまがた

子育てに関するさまざまな困りごとや、悩みについて
無料で気軽に相談できます。

ご相談のみならず、暮らしや子育てに役立つ情報などを
随時配信しております。

ご利用方法

1. 右のQRコードから友達登録をします。
2. 利用登録フォームにアクセスし、必要事項を入力します。
3. LINEのトーク画面にて話しかけます。

●こどもに関するその他の電話相談

山形市母子保健課 （妊娠・出産・健診・子どもの発育発達に関する相談）	TEL 023-647-2280
午前8:30～午後5:15（月祝・年末年始を除く） ※日曜日・月曜日が祝日の場合、火曜日も除く	
少年電話相談 （学校・家庭・友人等の悩み事に関する相談）	TEL 023-631-4425
午後1:00～午後5:00（土日祝・年末年始を除く）	
教育相談室 （不登校・子育て・進学等に関する相談）	TEL 023-645-6182 TEL 023-645-6183
午前10:00～午後3:30（土日祝・年末年始を除く）	
子ども女性電話相談 （子どもと家庭及び女性に関する相談）	TEL 023-642-2340
午前8:30～午後10:00（年末年始を除く）	
山形県中央児童相談所 （児童虐待に関する相談）	TEL 023-627-1195
午前8:30～午後5:15（土日祝・年末年始を除く）	
児童相談所全国共通ダイヤル （お近くの児童相談所につながります）	TEL 189

山形市役所 こども未来部 こども家庭支援課 こども家庭センター

電話 023-641-1212 内線 574・546・841

民生委員・児童委員



みなさんの身近な地域で、くらしや子どもについての心配ごとの相談相手になってもらえる方々です。担当の民生委員・児童委員さんが分からないときは、お問い合わせください。

相談窓口

山形市役所 2 階 生活福祉課 ☎ 6 4 1 - 1 2 1 2（内線 5 8 7）

子育て支援センター



親子が安心して遊べるスペースを提供しています。また、専門のスタッフが育児に関する相談やアドバイスを行う等、子育て家庭に対する支援を行っています。電話相談も行っております。

その他、各支援センターではいろいろな催しを行っています。

施設名	住所	電話番号
つばさ子育て支援センター (つばさ保育園内)	幸町 11-3	634-6253
さくら子育て支援センター (さくら保育園内)	緑町 1-9-45	622-5682
べにっこひろば子育て支援センター (べにっこひろば内)	樋越 22	674-0220
コパル子育て支援センター (南部児童遊戯施設コパル内)	大字片谷地 580-1	676-9876
つくも保育園子育て支援センター (つくも保育園内)	銅町 2-19-1	674-0010
子育て支援センターきのみせいぶ (木の実西部こども園)	南石関 30-1	647-4883
子育て支援センターすくすく (南山形すくすく保育園内)	大字松原 159-1	689-1182
ほほえみ支援センター (ほほえみ保育園内)	北山形 1-6-5	643-7176
キンダー子育て支援センター (キンダーこども園内)	宮町 2-4-13	622-7438
まりあこまくさ支援センター (マリアこまくさ保育園内)	上桜田 5-11-16	676-7822
子育て支援センターののはな (こども園ののはな内)	花楸 2-12-2	666-4666
とちの実子育て支援センター (とちの実保育園内)	南四番町 3-11	666-8899
出羽子育て支援センター (出羽こども園内)	大字千手堂字沢田 203-5	684-3018
べにばな保育園子育て支援センター (べにばな保育園内)	伊達城 2-9-7	686-4808
嶋ほいくえん子育て支援センター (嶋保育園内)	嶋北 2-11-18	679-5028
みどりのもりこども園子育て支援センター (みどりのもりこども園内)	緑町 3-7-7	623-7800
飯塚はらっぱ保育園子育て支援センター (飯塚はらっぱ保育園内)	飯塚町 1447-4	666-6835
ひまわり子育て支援センター (ひまわりこども園向かい)	大字片谷地 59	688-7351

施設名	住所	電話番号
かないにこにこ子育て支援センター (金井こども園内)	陣場 3-12-60	681-0371
子育て支援センター木の実北 (木の実北こども園)	旅籠町 1-9-5	674-6500
杉の子子育て支援センター (認定こども園杉の子内)	瀬波 1-2-7	681-8120
このみ子育て支援センター (このみ保育園内)	花楸 2-44-1	687-0855
子育て支援センターはやぶさ (はやぶさ保育園内)	沼木 1139-16	664-1701
大谷たけのこ組子育て支援センター (認定こども園出羽大谷幼稚園内)	千手堂 545-1	684-7956
キンダー南館子育て支援センター (キンダー南館こども園内)	南館 5-7-50	644-2030
セロン北保育園子育て支援センター (セロン北保育園内)	立谷川 2-938-18	686-2040

その他の相談窓口

山形市男女共同参画センター「ファース」

☎ 645-8077

「ファース相談室」は、「一般相談」、「法律相談」、「女性の思春期から更年期までの健康相談」の各種相談に応じています。各相談とも、無料でご相談をお受けしますが、事前にご予約が必要です。お問い合わせください。

（予約受付時間は月～土曜の午前9時00分から午後5時15分までです。祝日・振替休日・年末年始は休館です。）

母子生活支援施設 むつみハイム

☎ 632-5075

[毎日 午前10時～午後6時]

ひとり親家庭の方からの困りごと相談（電話相談）を受けています。

チェリア相談室

☎ 629-8007

[月・火・水・木・土 午前9時～午後5時、金・日・祝日 午後1時～午後5時（毎月第1・第3・第5月曜日、毎月第3日曜日、年末年始を除く）]

日常生活の中で抱えるさまざまな悩みや不安について、相談員が問題解決のお手伝いをしています。

専門相談（法律相談、こころの相談）も行っています。面接・専門相談については、予約が必要です。お問い合わせください。

男性ほっとライン（電話相談のみ）

☎ 646-1181

[毎月第1・第2・第3水曜日 午後7時～午後9時（年末年始を除く）]

男性だからといって一人でさまざまな悩みを抱え込んでいませんか。男性相談員があなたの悩みをお聞きします。

法テラス

法テラスでは、法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口等を無料で情報提供しています。

また、収入等が一定額以下の方に対して無料の法律相談や弁護士等の費用の立替え（事前の審査があります。）を行っています。養育費等についてお悩みのときは、是非ご利用ください。

法テラスサポートダイヤル ☎ 0570-078374 [平日 午前9時～午後9時、土曜 午前9時～午後5時]

法テラス山形 ☎ 0570-078381 [平日 午前9時～午後5時]

児 童 手 当



中学校 3 年生までの児童を監護（監督・保護）している方（父母等）に支給するものです。

支給を受けるには請求が必要で、請求日の翌月分から支給されます。ただし、受給事由発生日（転入の場合は前住所地の転出予定日、出生の場合は出生日）の翌日から 15 日以内に手続きをされますと受給事由発生日の翌月分から支給が受けられます。（15 日を過ぎると、請求日の翌月分からしか手当を受給することができません。）

対象となる児童

0 歳から中学校 3 年生まで

支給額

対象児童	支給額（1 人につき月額）
3 歳未満の児童	15,000 円
3 歳から小学生までの児童	10,000 円（第 3 子以降は 15,000 円）
中学生の児童	10,000 円
所得制限限度額以上の世帯の児童	5,000 円
所得上限限度額以上の世帯の児童	支給対象外

※第〇子とは、養育している 18 歳以下（18 歳になる年度末まで）の児童から数えた順番です。

受給できる方（請求者）

児童の父母等（児童を監護養育している父母、未成年後見人、海外に住む父母が監護者として指定する者）のうち、児童の生計を維持する程度の高い方になります。

ただし、離婚協議中や DV により、父母が別居している場合は、要件が異なりますので直接ご相談ください。

所得制限限度額・所得上限限度額

請求者（受給者）の所得が下記の所得制限限度額以上のときは、特例給付（児童 1 人当たり一律 5,000 円）となり、所得上限限度額以上のときは、児童手当等は支給されません。

扶養親族等の数	所得制限限度額	所得上限限度額
0 人	622 万円	858 万円
1 人	660 万円	896 万円
2 人	698 万円	934 万円
3 人	736 万円	972 万円

※扶養親族等の数が 1 人増えるごとに限度額に 38 万円を加算します。



手当を受ける手続き

手当を受けるには、下記の書類を添付のうえ、市役所 2 階 10 番窓口 こども家庭支援課で手続きを行ってください。必要書類が揃っていない場合でも仮受付しますので、窓口でご相談ください。

公務員の方は、職場での手続きになります。詳しくは、各職場でご確認ください。

1. 請求者のマイナンバーカード又は個人番号通知書（通知カード）及び身元確認できる書類
2. 請求者の健康保険被保険者証の写し（3 歳未満の児童がいる時のみ）
3. 請求者名義の銀行通帳又はキャッシュカードの写し
4. その他
 - ・ 請求される方の状況により、その他の書類が必要になる場合があります。

支給月

6、10、2月に、その月の前月までの4か月分が支給されます。

6月10日支給	2月分	10月10日支給	6月分	2月10日支給	10月分
	3月分		7月分		11月分
	4月分		8月分		12月分
	5月分		9月分		1月分

※支払日が土、日、祝日にあたる場合は、その直前の金融機関の営業日が支払日となります。

制度の改正について

令和6年中に、支給対象児童の拡充など、制度改正が予定されています。

詳しくは、山形市公式ホームページ等でお知らせします。

相談窓口

山形市役所 2 階 10 番窓口 こども家庭支援課 ☎ 641-1212（内線575）

詳しくは、山形市こども家庭支援課 児童手当 で検索してください。



児 童 扶 養 手 当



児童扶養手当制度は、離婚・死亡・遺棄等の理由で父又は母と生計を同じくしていない児童の親又は養育者へ、生活の安定と自立の促進のために手当を支給する制度です。

ご本人や同居する扶養義務者の所得により、手当額の一部又は全部が減額される場合があります。申請のあった月の翌月から支給の対象となりますので、すみやかに手続きをしましょう。

対象者

次の条件のいずれかにあてはまる児童を養育している父又は母や、父母に代わってその児童を養育している方です。(ここでいう児童とは 18 歳になった年度末(障害のある児童は 20 歳未満)までです。)

- ・父と母が離婚した児童
- ・父又は母が亡くなった児童
- ・父又は母が一定の障害の状態にある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・父又は母から 1 年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父又は母が法令により 1 年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・母が児童を懐胎した事情が不明である児童

児童扶養手当を受給されている方は、就業支援制度（自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金、JR 通勤定期の割引）の対象となります。

次のいずれかに該当するときは、手当は支給されません。

児童に関する要件

- ・日本国に住所を有しないとき
- ・児童福祉法上の里親に委託されているとき
- ・児童福祉施設に入所しているとき等、受給資格者が養育していると認められないとき
- ・受給資格者以外の父又は母と住所・生計が同じとき(父又は母が一定の障害状態にある場合を除く)
- ・父又は母の配偶者(婚姻していなくても、異性と同居する等の事実婚状態を含む)に養育されているとき ※父又は母が一定の障害状態にある場合を除く

受給資格者（父母又は養育者）に関する要件

- ・日本国内に住所を有しないとき
- ・配偶者（婚姻していなくても、同居などの事実婚を含む）と生活をともにしているとき（受給資格者が父又は母の場合） ※父又は母が一定の障害状態にある場合を除く

手当の額

手当額は、請求者及び扶養義務者等（同居している請求者の父母や兄弟姉妹等）の所得税法上の扶養する人数に応じ規定されている所得制限限度額を確認することによって、全部支給・一部支給・全部支給停止（支給なし）が決まります。

（単位：月額）

対象児童数	全部支給	一部支給 （所得額に応じて決定）	全部支給停止
児童が 1 人の場合	45,500 円	45,490 円～ 10,740 円	0 円
児童が 2 人目の加算額	10,750 円	10,740 円～ 5,380 円	0 円
児童が 3 人目以降の 加算額（1 人につき）	6,450 円	6,440 円～ 3,230 円	0 円

例 1 対象児童が 3 人で全部支給の場合 → 45,500 円 + 10,750 円 + 6,450 円 = 62,700 円

例 2 対象児童が 3 人で一部支給の場合 → 45,490 円 + 10,740 円 + 6,440 円 = 62,670 円

（所得額に応じて 10 円きざみで支給額が決まります）

10,740 円 + 5,380 円 + 3,230 円 = 19,350 円

【公的年金等を受給できる場合の手当額について】

請求者、配偶者又は児童が公的年金等を受給できる場合は、1 ヶ月あたりの年金受給額が上記の児童扶養手当月額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。公的年金等の受給額が児童扶養手当の金額を上回る場合は、支給要件を満たしていても児童扶養手当は全部支給停止となります。

支給日（支給対象月）

手当は認定されると認定請求日の属する月の翌月分から支給されます。

支払いは、下記の支払日に支払月の前月分までの手当額を受給者の指定した金融機関の口座（請求者名義に限る）へ振り込みます。

支払期	支払日	支給対象月	支払期	支払日	支給対象月
1 月期	1 月 11 日	11 月分、12 月分	7 月期	7 月 11 日	5 月分、6 月分
3 月期	3 月 11 日	1 月分、2 月分	9 月期	9 月 11 日	7 月分、8 月分
5 月期	5 月 11 日	3 月分、4 月分	11 月期	11 月 11 日	9 月分、10 月分

※支払日が土・日・祝日にあたるときは、その直前の金融機関の営業日が支払日となります。

所得の制限

受給者の所得額が、下記の「所得制限限度額表」の全部支給の所得制限限度額以上の方は、その年度（11月～翌年10月）の手当の一部又は全部が支給停止になります。

扶養義務者等の所得額が、限度額以上の場合はその年度（11月～翌年10月）の手当の全部が支給停止となります。

（単位：円）

所得制限限度額表						
扶養親族の数 (税金上)	請求者（父母又は養育者）				父母がいない児童等の養育者	
	全部支給		一部支給		配 偶 者	扶 養 義 務 者
	収入額	所得額	収入額	所得額	収入額	所得額
0	1,220,000	490,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1	1,600,000	870,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2	2,157,000	1,250,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3	2,700,000	1,630,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4	3,243,000	2,010,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5	3,763,000	2,390,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

＜所得の範囲等＞

申請者である母又は父及び児童が、別れた児童の親から受けた養育費の8割の金額を所得に加算します。

申請者が障害基礎年金等を受給している場合は、非課税公的年金給付金等を所得に加算します。

＜所得制限の適用＞

所得額から各種の控除（最低8万円）を引いた後の所得額で決定します。上の表の収入額は、給与所得控除額等を加えて表示した額ですので、所得に対する目安としてお考えください。

控除額は各人によって異なります。

＜所得の適用年＞

- ・1月から9月までに申請をすると・・・前々年の所得及び養育費
- ・10月から12月まで申請をすると・・・前年の所得及び養育費で審査します。

手当受給中の方も、毎年8月に前年の所得を確認し、11月分以降の手当額を決定します。

認定を受けた方

市長から児童扶養手当受給資格の認定を受けた方は、毎年8月に現況届（更新手続き）を提出（全部支給停止の場合も提出しなければなりません）する必要があります。現況届を提出しない場合は、11月以降の手当を受けることができません。また、2年間未提出の場合は、受給資格がなくなりますのでご注意ください。なお、郵送及び代理申請はできません。

※児童扶養手当を申請されてから5年経過又は手当の支給要件に該当するに至った日（離婚日等）から7年を経過した方は、手当額の2分の1が減額になります。手当の認定請求をした日において対象児童が3歳未満の場合は、児童が3歳に達した日から5年を経過したときに対象になります。

ただし、下記の「適用除外事由」に該当し、期限内に届け出をしますと、その年度の手当を減額されずに受給することができます。

適用除外事由

- ・就労している場合
- ・求職活動をしている場合
- ・受給者が一定程度の障がい状態にある場合
- ・受給者が負傷及び疾病等で就労困難な場合
- ・受給者が監護する児童や親族が疾病及び障がい等で要介護状態で就労困難な場合

手当を受ける手続き

手当を受けるには、下記の書類を添付のうえ、請求者本人が、市役所２階１０番窓口こども家庭支援課で手続きを行ってください。書類の不備等がある場合は、受付できませんのでご注意ください。郵送及び代理申請はできません。

① 受給資格者と児童の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

（離婚日等の記載があるもの。認定を請求する日から１ヶ月以内に交付されたものの原本）

※戸籍は、本籍地の市区町村へ請求してください。

② 受給資格者名義の銀行通帳又はキャッシュカード

③ 年金手帳

④ 受給資格者、児童及び同居の家族のマイナンバーカード又は個人番号通知書（通知カード）及び受給資格者の身元確認できる書類

⑤ その他必要書類

（申請する方の個別事由による申立書等を提出していただく場合があります。）

◎異性（元夫や元妻・子の父や子の母も含む）と同居・住所が一緒の場合や頻繁な訪問や生活費の援助がある場合等、事実婚状態であるときは、申請できません。

◎受給資格があっても請求しない限り支給されませんのでご注意ください。

※罰則・・・偽り、その他不正の手段により手当を受けた場合は、３年以下の懲役又は３０万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、刑法に正条があるときは刑法となります。

※手当証書・・・証書を他人に譲り渡したり質に入れたりすることはできません。

相談窓口

山形市役所 ２階 １０番窓口 こども家庭支援課 ☎ ６４１－１２１２（内線５７５・５５８）

詳しくは、

山形市こども家庭支援課 児童扶養手当

で検索してください。



労 災 保 険（遺族（補償）年金）



労働者（アルバイト等の非正規労働者を含む）が、業務を原因として死亡した場合や通勤途中の災害により死亡した場合に、その方の収入で生計を維持されていた方に給付されます。

受給対象者

対象者には優先順位があり、次の順です。

※妻以外の遺族には、一定の年齢、あるいは一定の障がいの状態にあることが必要です。

（１）配偶者 （２）子ども （３）父母 （４）孫 （５）祖父母 （６）兄弟姉妹

相談・申請窓口

山形労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

山形労働局 労災補償課 ☎ 624-8227

山形労働基準監督署 ☎ 608-5257

詳しくは、で検索してください。



遺族基礎年金（令和6年度）



国民年金の加入者が亡くなったとき、その方に生計維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。（平成26年4月から、子のある夫にも遺族基礎年金が支給されることになっています。）

保険料の納付要件

加入者が保険料を納めた期間（免除期間を含む）が、死亡した月の前々月までの加入期間の3分の2以上あること、または死亡日に65歳未満であれば、死亡した月の前々月までの直近1年間に未納がなければ受けられます。

受給対象者

国民年金の加入者によって生計維持されていた「子のある配偶者」または「子」
子とは次の者に限ります。

- ・18歳到達後最初の3月31日までの未婚の子
- ・20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級に該当する未婚の子

年金額

【子のある配偶者に支給される年金額】

子の数	年金額
1人のとき	年額 1,050,800円
2人のとき	年額 1,285,600円
3人のとき	年額 1,363,900円
4人以上	3人のときの額に1人につき78,300円を加算

【子のみを支給される年金額】

子の数	年金額
1人のとき	年額 816,000円
2人のとき	年額 1,050,800円
3人のとき	年額 1,129,100円
4人以上	3人のときの額に1人につき78,300円を加算

※子1人あたりの年金額は、上記による年金額を子の数で除した額です。

相談窓口（国民年金について）

山形市役所1階 6番窓口 市民課 ☎641-1212（内線401～403）

詳しくは、で検索してください。

産前産後期間の国民年金保険料免除制度



国民年金第1号被保険者が出産をする・した際に、出産前後の一定期間、国民年金保険料が免除される制度です。

対象となる方

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方。

国民年金保険料が免除される期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産をされた方を含みます。）

相談窓口（国民年金について）

山形市役所1階 6番窓口 市民課 ☎641-1212（内線401～403）

詳しくは、 で検索してください。



遺 族 厚 生 年 金



厚生年金または共済年金に加入していた方が亡くなったとき、その方に生計維持されていた遺族（遺族の範囲は、子のある配偶者・子・子のない配偶者・父母・孫・祖父母の順で、妻以外には年齢等の条件があります。）に対し支給されます。

相談窓口（厚生年金・共済年金）

【厚生年金＋国民年金】 山形年金事務所 山形市あかねヶ丘 1 丁目 10-1 ☎645-5111（代表）

【共済年金】 各共済組合

詳しくは、 で検索してください。

※遺族共済年金については、各共済組合のホームページ等をご覧ください。

電話での年金相談窓口

ねんきんダイヤル（一般的な年金相談に関するお問い合わせと来訪相談のご予約）

☎0570-05-1165

受付時間：月曜日 午前8時30分～午後7時

火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日が午後7時までとなります。

生活保護



生活保護は、生活に困窮している世帯に対し、国が憲法第25条に基づき、その必要に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度です。

生活保護が適用になる場合

生活保護は、原則として世帯単位でおこなわれます。その世帯の全収入（預金含む）と国が定めた必要最小限度の生活費（基準生活費）を比較して、その世帯の全収入が少ない場合に適用となります。生活保護が決定すると、収入と基準生活費の差額が生活保護費として支給されます。

生活保護を受給するまでの流れ

1. 生活保護を受けるには申請が必要です。申請者は、法律により原則として世帯主、世帯員、扶養義務者に限られています。申請書は市役所生活福祉課にあります。
2. 提出された申請書に基づき、生活保護担当者がご自宅等を訪問し、生活保護の決定に必要なこととお伺いします。また、医療機関や金融機関、扶養義務者等への各種調査を行います。
3. 調査結果に基づき、申請者が生活保護を受けられるかどうか審査のうえ決定し、通知します。

相談窓口

生活保護に関する相談窓口は、生活福祉課です。受付後、相談室（個室）にてお話をお伺いします。相談の内容については秘密が守られますので、生活に不安を感じた時はご相談ください。また、電話による相談も受け付けておりますので、下記までお問い合わせください。

山形市役所2階 25番窓口 生活福祉課 ☎641-1212（内線552）

詳しくは、

山形市生活福祉課 生活保護

で検索してください。



生活困窮者自立支援制度

失業や離職、病気など様々な理由により経済的に暮らしの不安や困り事を感じている方に対して、専門のスタッフが相談に応じ、自立した生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた相談・支援を実施します。また、家計改善支援事業では、家計に関する課題を抱える方に対し必要な情報提供や専門的な助言を行い継続的支援を実施します。

支援対象者

支援の対象者は、山形市在住で現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方が対象となります。

相談窓口

山形市役所内 山形市生活サポート相談窓口

山形市役所 1 階 ☎641-1212（内線537）

山形市社会福祉協議会 山形市生活サポート相談窓口

山形市城西町二丁目2-22（山形市総合福祉センター内1階） ☎676-7223

詳しくは、

山形市生活サポート相談窓口

で検索してください。

親子健やか医療



ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、親又はお子さんが医療機関を受診した場合の医療費（保険診療分）を県と市が給付する制度で、制度の利用にはあらかじめ申請が必要です。申請後、対象者に該当すると認められる場合、親子健やか医療証が交付されます。

対象者

18歳以下の児童のいるひとり親家庭等（両親がいる場合であっても障がいや拘禁等によりひとり親家庭による養育状態である場合も含む）で、親に就労等による収入があり、前年（1～6月申請の方は前々年）の所得税が非課税の方（所得税が課税の方でも、18歳以下の扶養親族がいるときは扶養控除の加算分を反映して所得税を判定するため該当する場合があります。）

親子健やか医療の対象とならない負傷・疾病及び療養費等

- ・学校管理下での負傷又は疾病等（日本スポーツ振興センターの災害共済制度により給付を受けてください。）
- ・入院時の食事療養費
- ・保険適用外の医療費（健診、予防接種代、薬の容器代、非紹介患者初診加算料等の特定療養費等）

申請方法

下記の必要書類等を添えて、市役所2階10番窓口こども家庭支援課で申請してください。

- ① 対象者全員分の健康保険証
- ② 給与明細書や確定申告書等就労が確認できるもの（国民健康保険加入の方のみ）
- ③ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） *児童扶養手当又は健やか教育手当を受けている方は不要
- ④ 対象者全員分のマイナンバーカード又は個人番号通知書（通知カード）
- ⑤ 身元確認書類

※転入者の方は、住民税特別徴収税額決定通知書、住民税納税通知書又は課税証明（所得証明）書が必要な場合がありますので、お問い合わせください。

相談窓口

山形市役所2階 10番窓口 こども家庭支援課 ☎641-1212（内線559、576）

詳しくは、

山形市こども家庭支援課 親子健やか医療

で検索してください。

こども医療（乳幼児医療）



子育て期における経済的負担を軽減するため、お子さんが医療機関を受診した場合の医療費（保険診療分）を県と市が給付する制度で、制度の利用にはあらかじめ申請が必要です。申請後、下記の対象者に該当すると認められる場合、こども医療証が交付されます。

対象者

山形市に住民登録している0歳児～18歳に到達した年度末までのこども

※所得制限はありません。（ただし、一部負担金を市が負担するための所得判定をさせていただきます。）

※親子健やか医療制度に登録されている方、生活保護受給者等を除きます。

こども医療の対象とならない負傷・疾病及び療養費等

- ・学校管理下での負傷又は疾病等（日本スポーツ振興センターの災害共済制度により給付を受けてください。）
- ・入院時の食事療養費
- ・保険適用外の医療費（健診、予防接種代、薬の容器代、非紹介患者初診加算料等の特定療養費等）

申請方法

下記の必要書類等を添えて、市役所2階10番窓口こども家庭支援課で申請してください。

- ① お子さんの健康保険証
 - ② 被保険者又は扶養義務者及びお子さんのマイナンバーカード又は個人番号通知書（通知カード）
 - ③ 身元確認書類
 - ④ 委任状（被保険者または扶養義務者の同世帯の家族以外の方が窓口で手続きする場合は必要です。）
- ※転入等により、山形市で被保険者（又は扶養義務者）の所得状況が確認できない場合は、マイナンバー制度における情報連携を用いて所得の確認をいたします。

相談窓口

山形市役所2階 10番窓口 こども家庭支援課 ☎641-1212（内線559、576）

詳しくは、

山形市こども家庭支援課 こども医療

で検索してください。



重度心身障がい（児）者医療

この制度は、心身に著しい障がいがある方の外来・入院・訪問看護にかかる保険診療の自己負担額を軽減する制度です。申請後、対象者に該当すると認められる場合、重度心身障がい（児）者医療証が交付されます。

対象者

1 障がいの程度（次のいずれかの障がいのある方）

- ・身体障がい者手帳1・2級
- ・精神障がい者保健福祉手帳1級
- ・療育手帳A
- ・特別児童扶養手当1級
- ・公的年金各法の障がい年金1級
- ・身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B

2 所得要件

本人の市民税所得割額が235,000円未満の方

医療費の自己負担額

外来・入院・訪問看護にかかる保険診療の自己負担額について、本人及び本人の扶養者（健康保険の被保険者又は税金上の扶養義務者）の所得税の課税状況により判定されます。なお、入院時の食事代は対象外です。

所得税の課税状況	医療費の自己負担
非課税	無料
課税	医療費の1割 ＜上限額＞ ○外来・調剤・訪問看護は、医療機関・薬局・訪問看護ステーションごとに、 14,000円/月 [年間上限144,000円（※1）] ○入院は、医療機関ごとに、 57,600円/月 [多数回44,400円（※2）] ※1：8月～翌7月までの1年間の上限額 ※2：過去12ヶ月に3回以上上限まで支払った場合の、4回目以降の上限額 ※ 保険薬局（院外処方）で支払った調剤費は払い戻しをしますので、 障がい福祉課窓口で申請してください。

申請方法

下記の必要書類等を添えて、市役所2階28番窓口障がい福祉課で申請してください。

- ① 印鑑（受給対象者が64歳以上の方）
 - ② 健康保険証
 - ③ 障がいの程度を証明するもの（障がい者手帳、障害年金証書等）
 - ④ 本人及び本人の扶養者（健康保険の被保険者又は税金上の扶養義務者）のマイナンバーカード又は個人番号通知書（通知カード）
 - ⑤ 身元確認書類
 - ⑥ 委任状（受給対象者の同世帯の家族または扶養義務者以外の方が窓口で手続きする場合は必要です。）
- ※転入者の方は、住民税特別徴収税額決定通知書、住民税納税通知書又は課税証明（所得証明）書が必要な場合がありますので、お問い合わせください。

相談窓口

山形市役所2階 28番窓口 障がい福祉課 ☎641-1212（内線542）

詳しくは、山形市障がい福祉課 重度心身障がい（児）者医療で検索してください。



母子父子寡婦福祉資金貸付

母子家庭、父子家庭及び寡婦等に対して、低利又は無利子で各種資金を貸し付け、母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長を図ることを目的としている制度です。借入金ですので、返済の計画をきちんと立てて無理のない範囲でご利用下さい。

貸付対象

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦及びそれに準じる方を対象としています。一定の基準や事情を考慮してお貸しするものですので、まずはご相談ください。

貸付の種別

種別	対象となる資金
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金
修学資金	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金
技能習得資金	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が対象）
修業資金	母子家庭の母・父子家庭の父が扶養する児童・子又は父母のない児童が、事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金
医療介護資金	医療又は介護を受けるために必要な資金
生活資金	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない家庭の生活を安定・継続する間又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金（母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が対象）
住宅資金	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金
転宅資金	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金
就学支度資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金
結婚資金	母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦が扶養する児童や20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金

相談窓口

山形市役所 2 階 10 番窓口 こども家庭支援課 ☎641-1212（内線579、391）

詳しくは、山形市 母子父子寡婦福祉資金貸付 で検索してください。

山形市健やか教育手当



山形市健やか教育手当は、離婚・死亡・遺棄等の理由で父又は母と生計を同じくしていない児童の親又は養育者が受けられる制度です。市町村民税の所得割額が非課税の方に支給します。

対象者

次のいずれかの状況にある義務教育中の児童を監護・養育している方で、山形市に住民登録があり、児童と同居している方。

- ・父と母が離婚した児童
- ・両親又は父母の一方が亡くなった児童
- ・両親又は父母の一方の生死が明らかでない児童
- ・両親又は父母の一方が一定の障害の状態にある児童
- ・両親又は父母の一方が長期にわたり拘禁されている児童
- ・両親又は父母の一方から長期にわたり遺棄されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

次のような状況にあるときは支給を受けることができません

- ・受給資格者が市町村民税の所得割を課税されているとき
※その年度中は支給が停止されます
※当該年度において税法に規定する扶養親族がいる場合は、次の控除額を加算の上、判定しますので、実際の市町村民税の所得割額とは異なる場合があります。
16歳未満の扶養親族一人につき33万円
16歳以上19歳未満の扶養親族一人につき12万円
- ・児童が児童福祉法上の里親に委託されたとき（委託されている期間）
- ・児童が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）に入所したとき（入所している期間）

手当の額

区分	支給額（1人あたり月額）
ひとり親の児童	2,500円
両親がいない児童	4,000円

支給月

9月、3月の年2回支給されます。

9月末支給	4月分
	5月分
	6月分
	7月分
	8月分
	9月分

3月末支給	10月分
	11月分
	12月分
	1月分
	2月分
	3月分

手当を受ける手続き

手当を受けるには、下記の書類を添付のうえ、申請者本人が、市役所2階10番窓口 こども家庭支援課で手続きを行ってください。受給資格があっても、申請がないと手当を受けることができません。

書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。郵送及び代理申請はできません。

- ・申請者と児童の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）※児童扶養手当の認定を受けている方は不要
- ・申請者名義の銀行通帳又はキャッシュカード
- ・申請者及び対象児童のマイナンバーカード又は個人番号通知書（通知カード）及び申請者の身元確認書類
※「親が障がい者」「親からの遺棄」「親が拘禁中」「DV」等による申請の場合は、他に必要となる書類があります。

相談窓口

山形市役所2階 10番窓口 こども家庭支援課 ☎641-1212（内線575）

詳しくは、で検索してください。

税の軽減（ひとり親控除等）



母子、父子家庭世帯の方は申告により所得税、住民税の軽減措置が受けられる場合があります。

相談窓口

山形市役所2階 市民税課 ☎641-1212（内線304～310）

詳しくは、で検索してください。

就学援助制度



経済的理由等で小中学生の就学に困っている御家庭を対象に、給食費等就学のために必要な費用の一部を援助しています。

対象者

- 1.生活保護を受けている児童生徒の保護者の方
- 2.生活保護世帯に準ずる程度に生活が困窮していると山形市教育委員会が認めた児童生徒の保護者の方

相談窓口

山形市役所8階 教育総務課 ☎641-1212（内線482）

詳しくは、で検索してください。

就学援助・奨学金

経済的理由で、高等学校、大学等への就学に困難がある優れた生徒に授業料の免除、給付、貸付等を行っている制度です。

制度の種別・内容

種類	制度内容	問い合わせ先
高等学校等就学支援金の支給	対象要件を満たす場合、県の認定を受けることで授業料の納付が不要になります。	在学中の学校
私立高校等授業料の減免	所得が一定の額に満たない家庭のお子さんが私立高等学校等に通う場合に、高等学校等就学支援金や県の授業料減免が受けられる場合があります。	在学中の学校
奨学のための給付金	高校生等の保護者のうち、対象要件を満たす場合、公・私立問わず授業料以外の負担軽減として給付が受けられます。	在学中の学校
高校奨学金の貸与	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高等学校の生徒を支援するために、奨学金の貸与を行っています。	在学中の学校
日本学生支援機構奨学金	経済的理由により修学が困難で成績が優れた大学生等に、貸与されます。	在学中の学校
交通遺児等貸付	保護者等が自動車事故により死亡又は、重度の後遺障害が残った中学生までの子どもを対象に無利子で貸付を行っており、また、交通遺児等の家族同士の交流を深めるため「友の会」に入会することもできます。	自動車事故対策機構 山形支所 ☎609-0500 原則 月～金 午前8時30分～午後5時15分
交通遺児育英会奨学金	保護者等が交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の、高校生以上の生徒・学生に奨学金を貸与(一部給付)しています。(無利子)	在学中の学校又は 交通遺児育英会 ☎0120-521-286 月～金 午前9時～午後5時30分

ハローワークやまがた（公共職業安定所）



求職者には就職（転職を含む）に関する職業相談、適性や希望にあった職場への職業紹介を行っています。
また、雇用保険の受給手続き業務も行っています。

相談窓口

ハローワークやまがた（山形公共職業安定所） ☎684-1521
〒990-0813 山形市桧町2丁目6番13号

詳しくは、 で検索してください。

ハローワークプラザやまがたマザーズコーナー



ハローワークやまがたの附属施設です。就職（転職を含む）に関する職業相談、適性や希望に合った職場への職業紹介を行っています。小さなお子様連れの方も安心して職業相談できるよう、授乳コーナーやキッズコーナーを配置しております。

相談窓口

ハローワークプラザやまがた ☎646-7360

〒990-0828 山形市双葉町1丁目2番3号

詳しくは、で検索してください。

ハローワークワークステップやまがた

市役所の中にあるハローワークやまがたの附属施設です。児童扶養手当受給者、生活困窮者等の就業（転職を含む）に関する職業相談・紹介・就職後のフォローアップを行っています。予約制でお待たせすることなく、じっくりと相談いただけます。

相談窓口

ハローワークワークステップやまがた ☎679-3949
〒990-0037 山形市旅籠町 2-3-25 山形市役所 1 階

公共職業訓練



就職希望者を対象とした職業訓練であり、内容は3カ月～2年のコースで、IT 技能・製造関連技術・経理・介護等があります。ハローワークを通じて申し込みを行い、面接・筆記等の選考を経て受講が決定され、受講料は教科書代等を除き原則無料の公的職業訓練です。

雇用保険の失業手当を受ける資格のある人で、要件を満たす場合には、受講手当や通所手当も支給されます。

相談窓口

ハローワークやまがた（山形公共職業安定所） ☎684-1521（42#）

〒990-0813 山形市桧町2丁目6番13号

詳しくは、

ハローワーク山形 公共職業訓練

で検索してください。

求職者支援制度



雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために支援する制度であり、要件を満たす場合は受講期間中に給付金 月額10万円、通所手当及び寄宿手当の支給を受けることができます。

※詳しくは、お問合せください。

相談窓口

ハローワークやまがた（山形公共職業安定所） ☎684-1521（42#）
〒990-0813 山形市桧町2丁目6番13号

自立支援教育訓練給付金



母子家庭の母、父子家庭の父の主体的な能力の開発の取り組みを支援し、自立の促進を図ることを目的として支給されます。

受給対象者

母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の受給要件の全てを満たす方。

- 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること
- 支給を受けようとする方の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること

対象講座

- ①雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座
 - ②同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
- ※教育訓練講座に指定されているかどうかは、ハローワーク、厚生労働省ホームページ、教育訓練施設等で確認することができます。

支給額

＜受講開始日現在において、教育訓練給付金の支給を受けることができない方＞

- 上記対象講座の①を受講する場合
 - ・対象講座を受講するために支払った費用（入学料及び授業料に限る）の6割の額（上限20万円）
- 上記対象講座の②を受講する場合
 - ・対象講座を受講するために支払った費用（入学料及び授業料に限る）の6割の額（修学年数×上限40万円：最大160万円）

＜受講開始日現在において、教育訓練給付金の支給を受けることができる方＞

上記対象講座①、②のいずれを受講する場合も、対象講座を受講するために支払った費用（入学料及び授業料に限る）の6割の額から教育訓練給付金の支給額を差し引いた額

※いずれの場合も、1万2千円を超えない場合は支給対象外です。

※詳しくは、お問合せください。

申請の流れ

- ① 申請者による事前相談（山形市役所こども家庭支援課）
↓
- ② 受講したい講座が教育訓練給付金の指定教育訓練に該当しているかを、申請者が確認（ハローワーク等）
※『教育訓練給付金支給要件回答書』を発行してもらう
↓
- ③ 支給対象教育訓練の指定申請（山形市役所こども家庭支援課）
↓
- ④ 受講
↓
- ⑤ 申請者が教育訓練給付金受給手続きを行う（ハローワーク）
※『教育訓練給付金支給・不支給決定通知書』を発行してもらう
↓
- ⑥ 支給申請
※受講終了後 30 日以内に申請すること

相談窓口

山形市役所 2 階 10 番窓口 こども家庭支援課 ☎641-1212（内線579、391）

詳しくは、で検索してください。



高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、6月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金が支給されるとともに、入学時の負担軽減のため、高等職業訓練修了支援給付金が支給されます。

受給対象者

母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件を全て満たす方

- 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- 仕事又は育児と修業の両立が困難であること ※平成25年度入学者から父子家庭も対象
- 原則として、過去に同種の事業の給付金を受給していないこと

対象講座

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格

支給額

給付の種類	世帯区分		支給額
訓練促進給付金	市町村民税	非課税世帯	月額 100,000円 (140,000円) ※
	市町村民税	課税世帯	月額 70,500円 (110,500円) ※
修了支援給付金	市町村民税	非課税世帯	修了後に 50,000円
	市町村民税	課税世帯	修了後に 25,000円

※訓練促進給付金の（ ）の金額は、修業の最終年限1年間の月額となります

1月の内、全て出席しない（夏季休業等を除き、授業が無い場合を含む）ときは支給されません

支給対象期間

修業する期間（最長4年；48カ月）

相談窓口

山形市役所 2階 10番窓口 こども家庭支援課 ☎641-1212（内線579、391）

詳しくは、山形市 高等職業訓練促進給付金で検索してください。



ひとり親家庭生活応援給付金



高等職業訓練促進給付金を受給している方に、修学期間における生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にするとともに、自立を促進することを目的とし、高等職業訓練促進給付金に上乗せして支給されます。

受給対象者

高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方。

支給額

支給額（月額）
50,000円

相談窓口

山形市役所 2 階 10 番窓口 こども家庭支援課 ☎641-1212（内線579、391）

ひとり親家庭住まい応援給付金



高等職業訓練促進給付金を受給し、民間賃貸住宅に居住している方に、修学期間における生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にするとともに、自立を促進することを目的とし、家賃補助として高等職業訓練促進給付金に上乗せして支給されます。

受給対象者

高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方で、民間賃貸住宅に居住し、公的補助等による家賃補助を受けていない方。

支給額

支給額（月額）

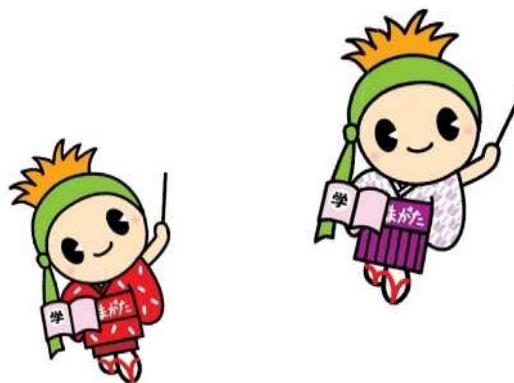
20,000円

※市内に所在する民間の借家、アパート等を対象とし、勤務する事業所の社宅、社員寮等及び雇用促進住宅等の公共的な住宅等は対象外。

※家賃が20,000円以下の場合は、家賃の額

相談窓口

山形市役所 2 階 10 番窓口 こども家庭支援課 ☎641-1212（内線579、391）



ひとり親家庭通学応援給付金



高等職業訓練促進給付金を受給している方に、居住地から養成機関までの通学費補助として、高等職業訓練促進給付金に上乗せして支給します。

支給対象者

高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方で、居住地から養成機関までの通学距離が片道 30 km 以上の方。

支給額

支給額（月額上限）

20,000円

※出席日数に関わらず、月額あたりの給付額を確定し支給。ただし、1 日も出席日数がない場合は支給しない。

相談窓口

山形市役所 2 階 10 番窓口 こども家庭支援課 ☎641-1212（内線579、391）



高等学校卒業程度認定試験合格支援事業



ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを開始したとき、修了したとき及び高等学校卒業程度認定試験に合格したときに受講費用の一部を支給します。

対象者

ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者等大学入学資格を取得している者は対象としない。

- ・児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること
- ・就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場等から判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められること
- ・原則として、過去に同種の事業の給付金を受給していないこと

対象講座

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、山形市が適当と認めたもの。ただし、高等学校卒業程度認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

支給内容

＜通信制の場合＞

- ・受講開始時給付金：受講費用の4割（上限10万円）
- ・受講修了時給付金：受講費用の1割（受講開始時給付金と合わせて上限12万5千円）
- ・合格時給付金：受講費用の1割（受講開始時給付金・受講修了時給付金と合わせて上限15万円）

＜通学または通学と通信併用の場合＞

- ・受講開始時給付金：受講費用の4割（上限20万円）
- ・受講修了時給付金：受講費用の1割（受講開始時給付金と合わせて上限25万円）
- ・合格時給付金：受講費用の1割（受講開始時給付金・受講修了時給付金と合わせて上限30万円）

※合格時給付金は、受講修了日から起算して2年以内に高等学校卒業程度認定試験に全科目合格した場合に支給します。

相談窓口

山形市役所 2 階 10 番窓口 こども家庭支援課 ☎641-1212（内線579、391）



JR通勤定期券の割引

児童扶養手当受給者及びその世帯員が、旅客鉄道株式会社（JR）の通勤定期乗車券を購入する場合に、市で発行する証明書によって割引が受けられる制度です。

※ 通学用の定期券は対象外です。

相談窓口

山形市役所 2 階 10 番窓口 こども家庭支援課 ☎641-1212（内線579、391）



山形県ひとり親家庭就業・自立支援センター



就業相談

ハローワークを始め就業関係機関と連携し、就業についての相談、職業紹介、斡旋を行います。
(厚生労働省許可無料職業紹介所)
電話相談・来所相談・巡回相談を実施しています。

巡回相談

電話にて予約をお願いします。

①山形会場「マザーズジョブサポート山形」

(山形テルサ 1 階ハローワークプラザやまがた内)

時 間	9:30~12:00			
日 程	4月17日	5月15日	6月19日	7月10日
	8月21日	9月18日	10月16日	11月13日
	12月11日	1月22日	2月26日	3月26日

②庄内会場「マザーズジョブサポート庄内」

(ジョブプラザさかた内)

時 間	10:00~12:00			
日 程	4月5日	5月24日	6月28日	7月19日
	8月23日	9月27日	10月25日	11月22日
	12月13日	1月24日		

セミナー付パソコン講習会

- ① 就職準備や離転職等に関するセミナーを開催します。
- ② 就業に際し必要なスキルを習得するため講習会を開催します。

費 用 無料

日 時 9月~10月 日曜日開催予定(7回)

求人情報提供

ホームページ「山形県ひとり親家庭就業自立支援センター」に求人を掲載しています。

相談窓口

山形県ひとり親家庭就業・自立支援センター

☎632-2296

開所日・受付時間：月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

詳しくは、山形県ひとり親家庭就業・自立支援センター で検索してください。

県営住宅への入居



募集時期と申込方法

募集を行う月に周知期間を設け、その後受付を行います。募集の実施については、県営住宅管理代行者 山形県住宅供給公社の各地域管理事務所に問い合せください。募集する住宅がある市町村広報にも掲載します。

優遇措置

募集戸数を超える応募があり、公開抽選で入所者を決定する際に、ひとり親家庭については当選確率を2倍としています。

相談窓口

管理代行者：山形県住宅供給公社 村山地域管理事務所
山形市城南町一丁目 1-1 霞城セントラル 22F
☎647-0781 ※月～金 午前9時～午後4時30分

市営住宅への入居



募集時期と申込方法

以下の方法で、募集住宅名、募集戸数、申込受付期間等をお知らせしています。

(1) 募集

- ① 「広報やまがた」(奇数月1日号)への掲載
- ② 山形市役所及び市営住宅管理センターのホームページへの掲載(偶数月20日頃)
- ③ 市営住宅管理センター(食糧会館4階)窓口での掲示

(2) 申込方法

- ① 期間 上記方法でお知らせします。(原則として奇数月初旬)
- ② 場所 市営住宅管理センター窓口(食糧会館4階)
- ③ 方法 所定の申込書に必要事項を記載の上、必要書類を添えて申込みください。
 - ・申込書は市営住宅管理センター窓口にて備え付けております。
 - ・申込みの際は、本人又は同居する家族の方がいらしてください。
 - ・申込受付時に資格審査をしますので、書類不備の申込み、郵送による申込みは受け付けできません。
 - ・申込みできる住宅は、募集住宅のうち1つです。要援護世帯に該当する方は、別途、要援護世帯への割当て住宅にも申し込みができます。

優遇措置

20歳未満の子を扶養している母子(父子)世帯等(要援護世帯)への割当て住宅を設けています。
(一般向け住宅と併せての申し込みも可能です)

相談窓口

山形市市営住宅管理センター

山形市旅籠町3丁目1-4

☎673-0300

詳しくは、

山形市市営住宅管理センター

で検索してください。

山形県ひとり親家庭応援センター



平成28年6月15日に開設され、ひとり親家庭からの各種支援要請に対してワンストップで対応し、必要な公的支援等に必ず繋げることを基本とし、自ら必要な支援を実施するほか、県ひとり親家庭等就業・自立支援センターや関係する県・市町村等、行政機関のひとり親福祉担当課と情報の共有及び密接な連携を図り、支援への円滑な橋渡しを行います。

生活支援

支援項目	支援内容
ひとり親家庭の日常生活支援	ひとり親家庭の親が病気やケガ、残業、出張等で子育て・家事ができない場合に支援員を派遣して支援します。
ひとり親家庭の公営住宅等の入居支援	各市町村の公営住宅担当課及び県内4か所の住まいの情報センターと連携し公営住宅の空き状況について必要な情報を相談者に提供します。
ひとり親家庭への学習支援	県内各地に生活困窮事業等で開設されている無料学習塾について、関係する自立支援センターとも連携しながら、支援要請にマッチした学習支援会場の情報を提供します。

経済支援

支援項目	支援内容
各種手当・貸付金の受給相談の支援	児童扶養手当等について、受給制度の詳細説明と市町村窓口への橋渡しを行います。母子父子寡婦福祉資金や、生活福祉資金について、貸付制度の説明及び市町村窓口や各自立支援センター等への橋渡しを行います。
医療費の助成や税の軽減、就学援助等	各制度の詳細についての説明と市町村窓口への橋渡しを行います。
各種奨学金・給付金について	情報提供や説明、担当先への橋渡しを行います。

就労支援

支援項目	支援内容
就業あっせん・紹介支援	厚生労働省の認可を受けた無料職業紹介所である県ひとり親家庭就業・自立支援センターと連携して、ひとり親家庭の親の就業支援を実施します。
就業支援セミナー・講習会について	ひとり親家庭の親のスキルアップ、キャリアアップのための、セミナーの開催やパソコン講習等の情報提供を行います。
ひとり親家庭の資格取得等の支援について	県で実施している資格取得の応援プロジェクトの詳細や公共訓練等を説明するとともに、担当している窓口への橋渡しを行います。
職場でのトラブル相談	労働条件や就労関係等のトラブルについて相談を受けるとともに、事案に基づき、紛争処理機関等への橋渡しを行います。

相談支援（紛争事案にも対応）

支援項目	支援内容
各種困りごと相談支援	ひとり親が抱える、養育費・面会交流・親権問題・離婚問題・DV 相談等について、必要に応じて顧問弁護士の紹介や相談の際の同行、その他庄内総合支庁での年3回の相談会を実施。
一般相談支援	ひとり親が抱える育児・子育て・健康等の諸々の問題について、各種支援制度等について説明するほか、必要に応じてカウンセリング等を行います。
集中相談支援	8月の児童扶養手当の現況届提出時期に、各市町村において出張相談会を開催し、ひとり親家庭が抱える各課題に対処します。

情報提供支援

支援項目	支援内容
各種支援情報の提供支援	ひとり親家庭を対象とする各種お役立ち支援情報をホームページ等で提供します。

相談窓口

山形県ひとり親家庭応援センター 窓口 ☎633-1037

メールによる相談も可 yamagata-bosiren@deluxe.ocn.ne.jp

開所日・受付時間：月～金曜日／午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）

詳しくは、で検索してください。



山形県母子寡婦福祉連合会



母子家庭のお母さんや寡婦の方を応援するため支援を行っています。

母子・父子福祉センター事業

母子・父子相談員による、家庭での困りごと、職場での労働問題、さらには養育費についてのトラブル等各種ご相談を受け付けています。

（第2種社会福祉事業施設）

寡婦会員交流事業

寡婦会員がリクリエーション活動や情報交換などを通し会員の相互交流意欲向上を図るための交流会を実施します。

ひとり親家庭交流会

若年層のひとり親家庭の親とその子どもを対象に研修会及び交流会を開催し、若年層のひとり親家庭の親同士の情報交換と相互交流を図り、ネットワーク作りを進めます。（母子会の会員でない世帯も参加できます。）

各事業へのお申込み・お問い合わせ先

山形県母子寡婦福祉連合会

☎633-0962

詳しくは、

山形県母子寡婦福祉連合会

で検索してください。

ひとり親家庭子育て生活支援事業（ひとり親ヘルパー）



母子家庭の母・父子家庭の父がけがや病気、急な仕事、冠婚葬祭等で、一時的に家事や育児ができないとき、家庭生活支援員が子どもの預かりや生活のお手伝いをします。

対象者

小学校修了前の児童を養育している、ひとり親世帯

支援内容（年間１６０時間以内）

子育て支援・・・子どもを支援員の家で一時的に預り、お世話します。

生活援助・・・食事の世話、清掃、生活必需品の買い物等をします。

自己負担額

無料でご利用いただけます。

利用方法

- ①利用登録 →山形市こども家庭支援課で事前に登録してください。
- ②申込み →(一財)山形県母子寡婦福祉連合会に電話（☎633-0962）等で申し込んでください。
- ③事前打合せ →家庭生活支援員が決まったら、事前に支援内容等を話し合います。
- ④家庭生活支援員がサポート
 - ・子育て支援の場合（子どもを家庭生活支援員の家で一時的にお預かりしてお世話をしたりします。）
※保育に関する資格を持った家庭生活支援員がお手伝いします。
 - ・生活援助の場合（食事の世話、掃除、生活必需品の買物等をします。）
※ホームヘルパーの資格を持った家庭生活支援員がお手伝いします。

相談窓口

山形市役 ２階 １０番窓口 こども家庭支援課 ☎641-1212（内線579、391）

詳しくは、山形県母子連 ひとり親家庭子育て生活支援 で検索してください。

母子生活支援施設「むつみハイム」



18歳未満の子どもを養育している母子家庭のお母さんに、生活課題の解決や相談、就労、こどもの健全育成・保育等、母子の自立に向けた支援を行う施設です。また、夫等の暴力・虐待等から避難し、緊急保護を必要とする母子の広域的な受け入れも行います。

入所の相談

入所を希望される方は、こども家庭支援課こども家庭センターにご相談ください。
施設の目的にそぐわない場合は、入所できない場合があります。

相談窓口

山形市役所 2 階 10 番窓口 こども家庭支援課こども家庭センター ☎641-1212

(内線 841)

ごみ袋の支給事業



家庭系ごみの有料化に伴い、負担軽減のため下記に該当する対象世帯にごみ袋を支給しています。

支給対象

(1) 所得要件（世帯員全員の令和 5 年度市県民税が非課税で、かつ所得がない世帯）を満たし、次の①～③のいずれかに該当する世帯。

- ① 高齢者世帯（令和 5 年 7 月 1 日現在で世帯員全員が 65 歳以上の世帯）
- ② 障がい者世帯
- ③ ひとり親等世帯
 - ・配偶者と死別又は離別等により、妻又は夫が 18 歳以下の児童（障がい児は 20 歳未満）を扶養している世帯
 - ・両親がいない状態の 18 歳以下の児童（障がい児は 20 歳未満）を扶養している世帯

(2) 生活保護世帯

(3) 中国残留邦人世帯

※社会福祉施設等の入所や病院等の長期入院している方は対象外となります。

支給内容・方法

もやせるごみ袋、プラスチック類袋、雑貨品・小型廃家電類袋、埋立ごみ袋を毎年、7 月 1 日を基準日とし該当者を抽出し 9 月～10 月中に送付します。ただし、把握できずに送付されない世帯は、申請により支給します。申請の際、他の書類を提出していただく場合があります。詳細は、お問い合わせください。

相談窓口

山形市役所 10 階 ごみ減量推進課 ☎ 641-1212（内線 689）

詳しくは、で検索してください。



保育園・認定こども園・地域型保育事業



認可保育所（園）

保護者の仕事や病気、家族の介護等のため、家庭で保育することができない場合に、保護者に代わって就学前の乳幼児を保育する児童福祉施設です。入所を希望される方は、保育育成課に申し込みが必要です。

認定こども園

幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育ならびに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する施設で、教育目的の方は直接施設に、保育目的の方は、保育育成課に申し込みが必要です。

地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業）

小規模保育事業は、0から2歳児を対象に行う保育で、定員が6名から19名までの比較的小規模な環境のもと、よりきめ細やかな保育を提供しています。家庭的保育事業（保育ママ）は、保育士が居宅内の保育室等で0から2歳児を対象に行う異年齢児保育で、定員5人以下の家庭的な雰囲気の中で保育を行います。預かり児童数によって補助者を配置し保育を行います。利用を希望される方は、保育育成課に申し込みが必要です。

※詳細は山形市の「子育てガイド」又は山形市公式ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

※保育の利用決定、利用者負担額（保育料）算定は、全て山形市が行います。

相談窓口

山形市役所1階 11番窓口 保育育成課 ☎641-1212（内線573、536、535）

詳しくは、 で検索してください。

病児・病後児保育



病児保育とは、病気の回復期に至っていないが当面症状の急変が認められない児童で、保護者が就労等により家庭で保育を行うことができない場合において、お子さんの一時的な保育を行います。

病後児保育とは、主に保育園、幼稚園に通うお子さんが、病気の回復期ではあるが集団生活が困難である場合に、保育所等に付設された専用スペースにおいて、お子さんの一時的な保育を行います。

事前登録が必要となります。病児保育支援システム「あずかるこちゃん」より登録をお願いします。

又、登録方法や実施施設等は山形市「子育てガイド」又は、ホームページをご覧ください。

お仕事をしながらも安心して子育てできる環境を整えるため、令和3年4月1日から7市7町の病児・病後児保育施設を、利用することができるようになりました。

○利用できる自治体(7市7町にお住まいの方のみ)

山形市(※) 上山市(※) 天童市(※) 寒河江市(※) 村山市(※) 東根市(※) 尾花沢市

(※) 河北町(※) 山辺町 中山町 西川町 朝日町 大江町 大石田町

※は、病児・病後児保育施設のある自治体。利用施設の情報は各自治体のHP または電話でお気軽にお問い合わせください。

相談窓口

山形市役所1階 11番窓口 保育育成課 ☎641-1212(内線536、573、535)

詳しくは、 で検索してください

子育て支援コーディネーター

保育育成課の窓口子育て支援コーディネーターを配置し、子育てに関する相談や保育所等入所申請に関する相談等の利用者支援を行い、支援提供施設等の円滑な利用を確保し、支援提供施設等との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行っています。

○保育サービスに関する相談

○各種の保育サービスに関する情報提供

○保育所等の利用に向けての支援

相談窓口

山形市役所 1 階 11 番窓口 保育育成課 ☎641-1212（内線 573）

詳しくは、

山形市 子育て支援コーディネーター

で検索してください

一時保育



保護者の方が仕事や病気等で一時的に保育できないときや、育児疲れを解消したいとき等に、児童をお預かりする制度です。一時保育を利用したい理由や保護者等の状況によって、利用できる一時保育の種類が非定型保育と、緊急保育に分かれます。実施園は山形市「子育てガイド」又は、ホームページをご覧ください。

○非定型保育

保護者等が就労（月64時間以上）・職業訓練・就学・出産・疾病・入院等により、家庭での保育が継続的に困難な方。 【注】育児休暇取得中の方、求職中の方はご利用できません。

○緊急保育

保護者等が冠婚葬祭への出席や育児疲れの解消等の理由で一時的に保育困難な方。

【注】育児休暇取得中の方、求職中の方もご利用可能です。

相談窓口

山形市役所 1 階 11 番窓口 保育育成課 ☎641-1212（内線536、573、535）

詳しくは、 で検索してください。

放課後児童クラブ



昼間に保護者のいない留守家庭の児童が、心身ともに健やかに成長できるように遊びや生活指導を行う施設です。山形市の委託を受け、地域の運営委員会がクラブを運営しています。

令和6年4月現在、35小学校区に82クラブ開設しています。

専門の指導員が、下校時から保護者の帰宅時間（概ね午後6時30分過ぎ頃）まで、楽しく過ごすことが出来るよう指導しています。

対象者

保護者（父母又は父母に代わる者）が就労や病気等の理由により、放課後保育を必要とする小学校1年生から6年生の児童

保護者負担金

各放課後児童クラブ運営委員会で定める保護者負担金。（概ね月額10,000円～13,000円）

各放課後児童クラブにより異なります。

開所日

月曜日から金曜日です。土曜日については、各放課後児童クラブにより異なります。

日曜日、祝日は閉所となります。

入所申込

各放課後児童クラブへ直接お申し込みください。

扶助制度

放課後児童クラブの保育料を軽減する市の補助制度があります。

○教育扶助または就学援助を受給している世帯の児童

・教育扶助 10,000円/月限度 ・就学援助 7,000円/月限度

○兄弟姉妹で放課後児童クラブを同時に利用している世帯（所得制限あり）

・第2子 5,000円/月限度 ・第3子以降 10,000円/月限度

○申込先 各放課後児童クラブへお申し込みください。

相談窓口

山形市役所1階 11番窓口 保育育成課 ☎641-1212（内線577・578）

詳しくは、で検索してください。

ファミリー・サポート・センター



0歳から小学生の保護者で子育てをお手伝いしてほしい方（利用会員）と、子育てをお手伝いして下さる方（協力会員）からなる会員組織です。協力会員は有償ボランティアとして子育てを応援しています。

- ・ 保育園、幼稚園の帰宅後の預かり
- ・ 一時的、臨時的な預かりや外出時の預かり
- ・ 保育園等が休みの時の預かり
- ・ 保育施設や習いごと等への送り迎え

※登録は無料。当センターに事前予約をお願いします。

記入や確認のため1時間程必要です。

相談窓口

山形ファミリー・サポート・センター（子育てランドあ〜べ内） ☎687-1720

開設時間 午前8時30分～午後5時 ※日曜・祝日・年末年始は休み

詳しくは、 で検索してください。

先輩ママの家庭訪問支援（ホームスタート・やまがた）



子育て中のお母さんが悩んでいる時、話を聞いてもらいたい時、少しでも手伝ってもらいたい時に、先輩ママのボランティアが無料で自宅を訪問し一緒に過ごします。事前に申し込みが必要となりますので、申し込み方法等の詳細については、お問い合わせください。

対象者

山形市内にお住いの6歳以下のお子さんがいるご家庭

訪問回数

週に1回で約2時間 4回程度

相談窓口

特定非営利活動法人 やまがた育児サークルランド ☎687-1720

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日・年末年始は休み

メールによる問合せ homestart-yamagata@ikuji-land.jp

詳しくは、で検索してください。

シンシンの会



シングルマザーの会（シンシンの会 ～ シングルのママが安シンして集える会 ～ ）を毎月開き、見守り託児付きの講座やランチ会等で交流し情報交換をしています。ママのみでも参加できますのでお気軽にご参加下さい。事前予約で個別の相談もできます。開催日時や場所等、詳しくはお問い合わせください。

相談窓口

特定非営利活動法人 やまがた育児サークルランド（子育てランドあ〜べ） ☎ 615-1930

こどもショートステイ事業（トワイライト事業）



ショートステイ事業

子育て中の家庭の親が、病気・出産等のため一時的に子どもの養育ができなくなった場合、施設で子どもをお預かりする事業です。

対象者	0歳以上の幼児～小学生		
利用時間帯	日中のお預かりや宿泊（宿泊の場合は2日分の料金）も可能 午前9時から午後9時30分まで		
料金（1日当り）	生活保護世帯とひとり親の住民税非課税世帯	無料	
	住民税非課税世帯とひとり親の住民税非課税世帯		
		（2歳未満）	1,100円
		（2歳以上）	1,000円
	その他の世帯	（2歳未満）	5,350円
		（2歳以上）	2,750円

トワイライト事業

親の仕事の都合により、夕方から夜間にかけて家庭で子どもを見ることができない場合に、施設で数時間お預かりする事業です。

対象者	満2歳以上～小学生		
利用時間帯	午後5時から午後9時30分まで		
料金（1回当り）	生活保護世帯とひとり親の住民税非課税世帯	無料	
	住民税非課税世帯とひとり親の住民税非課税世帯	300円	
	その他の世帯	750円	

実施施設

施設名		所在地	電話番号
2歳以上児	児童養護施設 山形学園	山形市蔵王上野924	688-2678
	母子生活支援施設 むつみハイム	山形市小白川町5-18-9	632-5075
2歳未満児 おおむね	乳児院はやぶさ （※ショートステイ事業のみ）	山形市小白川町2-3-1	616-5080

利用について

いずれの事業も、年度毎に事前の登録が必要です。

- ・課税証明書等の提出をお願いする場合があります。
- ・登録後、利用の際は希望する上記の施設へ直接お申込みください。
- ・実施施設が行う送迎はありません。
- ・お預かりの詳細については、希望する施設と打合せが必要です。
- ・施設の利用が難しい場合は、里親の利用も可能な場合があります。
下記にご連絡ください。

相談窓口

山形市役所 2 階 10 番窓口 こども家庭支援課 こども家庭センター ☎641-1212
(内線 841・546)

詳しくは、 で検索してください。



夜間・休日にお子さんの具合が悪くなったときは

「山形市休日夜間診療所」及び「山形市歯科医師会休日救急歯科診療所」をご利用ください

山形市休日夜間診療所（内科・外科・小児科）

住所：山形市香澄町 2 丁目 9-39 山形市医師会館 1 階

☎635-9955

医師 2 名（内科・外科 1 名）（小児科 1 名）

※外科は、日曜日、祝日、年末年始のみの診療です。

診療科目	診療時間
小児科	毎日 午後 7 時 30 分から午後 10 時 30 分までです。 日曜日、祝日、年末年始（12 月 31 日から 1 月 3 日まで）は、 午前 9 時から午前 11 時 45 分までと、午後 1 時 30 分から午後 5 時までです。
内 科	毎日、午後 7 時から午後 11 時まで。 日曜日、祝日、年末年始（12 月 31 日から 1 月 3 日まで）は、 午前 9 時から午前 11 時 45 分までと、午後 1 時 30 分から午後 5 時までです。
外 科	日曜日、祝日、年末年始（12 月 31 日から 1 月 3 日まで）のみで、 午前 9 時から午前 11 時 45 分までと、午後 1 時 30 分から午後 5 時までです。

山形市歯科医師会休日救急歯科診療所

住所：山形市香澄町 2 丁目 9-39 山形市医師会館 1 階

☎629-9988

おいでいただく前にまずお電話ください

診療科目	診療時間
歯 科	日曜日、祝日、年末年始（12 月 31 日から 1 月 3 日まで）は、 午前 10 時から午後 4 時までです。 受付時間は、午前 10 時から正午までと、午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分までです。

駐車場

医師会館敷地内駐車場及び医師会館西側（旧山形市医師会館跡地）駐車場をご利用ください。満車の場合は山形市香澄駐車場をご利用ください。駐車券をお渡しします。

ただし、山形市香澄駐車場は午後 10 時までの営業となりますので、夜間に受診される際は、出庫の時間を考慮の上ご利用ください。

休日・夜間の病院案内（休日・夜間の診療科目情報）

山形市消防本部では、休日・夜間の病院当日直及び休日・夜間診療所、休日歯科診療所の情報をお知らせしています。

休日・夜間における各病院の診察科目は毎日異なります。消防本部に電話でお問い合わせいただくか、山形市ホームページでご確認ください。

■電話でのお問い合わせ

山形市消防本部（通信指令課） ☎634-1198（24時間対応）

■山形市ホームページでの確認 URL <http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>

トップページから「暮らしの情報」⇒ピックアップ情報の「いざというときに」⇒「医療機関の情報」の順でクリック(タップ)していただくと、休日や夜間の診療科目(毎日更新)をご覧ください。

夜間の小児救急電話相談について

山形県では、毎日18時～翌朝8時に小児救急電話相談を行っています。

15歳未満のお子さんの発熱・嘔吐や下痢、その他急な病気等の相談に対して、看護師がアドバイスを行います。令和5年4月から相談時間を1時間前倒し、18時から実施していますので、ぜひご利用ください。

電話番号 #8000、又は、633-0299

24時間健康・医療相談サービスについて

山形市では、市内在住の方を対象に「けが」や「病気」などで119番通報に迷う場合や、ご自身やご家族の健康・医療の相談について、24時間365日無料で電話相談ができます。電話相談には、医師や看護師などの資格を持つ専門スタッフが適切に対応いたします。相談内容から緊急に医療機関への搬送が必要な状態だと判断される場合は、相談電話が消防指令センターに転送され、救急隊が出動します。

電話番号 0120-023-660（通話料無料）



子ども食堂・地域食堂

ご家庭の経済的事情により十分な食事が出来ない子ども、保護者の帰宅時間が遅い家庭で、孤食や夜ひとりで過ごすことが多い子ども等への無料又は安価での食事と参加者の交流の場、子どものための居場所の提供を行っております。

名称	運営団体	対象（定員）	内容
陽だまり食堂	山形地域福祉事業所 陽だまり	子ども・保護者 地域の高齢者 定員 20名前後 (要申込)	場 所：山形市美畑町11-28 「山形地域福祉事業所 陽だまり」 開催日：毎月第3水曜日 時 間：午後6時30分～午後7時30分 参加費：200円 連絡先：☎622-4775
あさがお 子ども食堂	ボランティア 団体「つなぐ」	子ども・保護者 定員 25名程度 (要申込)	場 所：山形市八日町1-3-47 サラ八日町 1階 開催日：毎週火曜日 時 間：午後5時30分～午後7時30分 (感染拡大時期はお弁当に変更の場合あり) 参加費：100円 連絡先：☎090-7930-9811 (白壁) asagaokodomo@gmail.com (予約)
地域食堂 「楽(らく)」	ボランティア 団体「山形での ひら支援ネット」	子ども・保護者 一人暮らし高齢者 定員 20名 (要申込)	場 所：①山形市小白川町3-7-31 「ファミリーマート小白川町3丁目店2階」 ②山形市小白川町2-3-47 「東部公民館」 開催日：①月1回月曜日 ②毎月第1土曜日 ※詳しくは、お問い合わせください。 ※フェイスブック掲載。 時 間：①午後4時30分～午後6時30分 ②午前10時30分～午後12時30分 参加費：大人100円・子どもワンコイン 連絡先：☎080-3192-5915 (岡部)
みんなで つくたべ!	NPO 法人 クローバーの 会@やまがた	学校が苦手な子ども とその保護者 定員 15名 (事前予約制)	場 所：山形市南原町1-27-20 開催日：毎月第4土曜日 時 間：午後5時～7時 参加費：ひと家族500円 連絡先：☎664-2275 clover.yamagata@gmail.com (できるだけメールでお問い合わせください)
ほのボーノ ちるどれん	NPO法人 プチュナイテッド アスリートクラブ	子ども・保護者 ※イベント型は どなたでも	場 所：山形市飯田3-2-12 開催日：毎日 ※ 詳しくは、お問い合わせください。 その他イベント型で年3～4回 時 間：※ 詳しくは、お問い合わせください。 参加費：無料 連絡先：☎600-2600
地域食堂 みんなのひろば 「えがお」	グループ えがお	子ども・高齢者・ 学生・ほか地域の 方 定員約30名	場 所：山形市七日町2-7-43 「ほほえみディ七日町」 開催日：毎月 第2・第4木曜日 時 間：午後4時開場・午後6時食事 参加費：無料、協力可能な方は募金箱へ 連絡先：☎090-7933-1148 (沖津) ※ 電話にて申し込みをお願いします。

名称	運営団体	対象（定員）	内容
すすかわ みんなの食堂 「おかわり」	NPO法人 おかわりキッズ やまがた	子ども・保護者・ 高齢者	場 所：山形市山家町2-4-48 「鈴川コミュニティセンター（鈴川ふれあい館）」 開催日：毎月 第2、第4土曜日 時 間：午後3時～午後8時 午後6時頃食事 参加費：無料 連絡先：☎080-3143-4564（木村）
みんなの食堂 「いっしょに ばんごはん」	共立社 山形生協 「あいあいクック」	子ども・保護者・ 高齢者・誰でも （毎月1日～で 要申込）	場 所：山形市城西町5-26-28「コープしろにし」 開催日：毎月 第4水曜日 時 間：午後6時から6時45分まで受付して ください 参加費：未就学児無料、小学生100円、中学生以上 300円 連絡先：☎0120-916-244 生協共立社コールセンター
みんなの食堂 「ふれあい」	共立社 山形生協 「ふれあい」	子ども・保護者・ 高齢者・誰でも （毎月1日～で 要申込）	場 所：山形市東原町3-1-11「コープひがしはら」 開催日：原則毎月第1火曜日 時 間：午後12時から 参加費：小学生100円、中学生以上200円 連絡先：☎0120-916-244 生協共立社コールセンター
シンシンの会	認定NPO法人 やまがた育児 サークルランド	ひとり親家庭の 母子 （要申込）	場 所：山形市七日町1-1-1 N-GATE1F 「子育てランドあ〜べ研修室・ボンツリーカフェ」 開催日：原則第3日曜日 時 間：※ 午前10時～12時 参加費：※ 1食100円 連絡先：☎615-1930（子育てランドあ〜べ）
成沢みんなの食堂	成沢みんなの食堂 後援会	年齢問わず 定員約40名（予 約制）コロナ禍弁 当配布時は60食	場 所：山形市蔵王成沢614-3 「成沢公民館」 開催日：毎月第4金曜日 時 間：午後5時30分～午後6時30分 参加費：100円 連絡先：☎688-5632（長岡）
いちばん星こども 食堂	いちばん星	小・中学生 定員約40名 （予約制）	場 所：山形市上桜田1-17-26 「滝山コミュニティセンター」 開催日：毎月第2・第4水曜日 時 間：午後4時～午後8時 参加費：100円 連絡先：☎090-7790-8704（星） ※春・夏休み「学びの場」3日間 参加費無料
子ども食堂 ういずゆう	地区有志ボラン ティア	子ども 近隣の高齢者 定員約20名 （予約制）	場 所：山形市東原町1-5-6 「旧大江酒店」 開催日：毎月第2・第4木曜日 時 間：午後2時～午後6時 午後5時から会食 参加費：子ども無料 中学生以上300円 連絡先：☎090-7339-5960（鈴木）

名称	運営団体	対象（定員）	内容
南沼原にぎわい食堂	地区有志ボランティア	子ども・保護者 高齢者 定員約50名	場 所：山形市南館西 19-11 「南沼原コミュニティセンター」 開催日：毎月第1・第3木曜日 時 間：午後4時開場 午後6時食事 参加費：小中学生 100 円 高校生以上の学生 200 円 大人 300 円 連絡先：①HP（申込フォーム） https://www.nigiwaishokudo.com/ ②nigiwaishokudo@gmail.com ③070-8986-8050 （鬼島ショートメール） ※申込は前日の正午まで WEB、E メール またはショートメールで ①名前②年齢 ③性別 ④参加予定時間 （家族単位でまとめて記載）
ひがし食堂 ふれあい	地区有志ボランティア	子どもとその保護者・高齢者 定員約40名 （要申込）	場 所：山形市泉町8-25 「泉町集会所」 開催日：毎月第4土曜日 時 間：4月～10月 午後4時から 11月～3月 午後3時から 参加費：子どもと保護者1家族100円 高齢者200円 連絡先：☎080-6033-0929（鈴木）
地域食堂 Ohana	地区有志ボランティア	子ども・保護者・ 地域の方どなたでも 定員10名程度 （要申込）	場 所：山形市桜田西2-5-12 開催日：毎月第2・第4火曜日 時 間：午後4時30分～午後7時 参加費：無料（協力可能な方は募金箱へ） 連絡先：☎080-5575-1271（伊藤） ※一週間前まで電話にてお申し込みください。
こども食堂 ゆうあいキッチン おおさと	社会福祉法人 友愛会	子ども （帰りは保護者のお 迎え必要） 定員10名 （要申込）	場 所：山形市中野469-6 「グループホームおおさと」内 開催日：毎月第3木曜日 時 間：午後3時～午後6時 参加費：こども無料 協力可能な方は募金箱へ 連絡先：☎023-687-1016 ※詳しくはホームページをご覧ください 友愛会ホームページ内の申込フォームから申し込み可能
ゆうやけ食堂	地区有志ボランティア 「ヤングフレッシュ シュベにばな」	子ども・地域の方 定員約20名	場 所：山形市千手堂404-1 「出羽コミュニティセンター」 開催日：毎月第2土曜日または第3土曜日 時 間：午前11時～午後2時 参加費：こども無料、大人200円 連絡先：☎080-1840-2107（横山）

名称	運営団体	対象（定員）	内容
生長の家 オープン食堂	(宗) 生長の家 山形県教化部	地域の方どなたでも 定員約30名	所：山形市小白川町5-29-1 「生長の家」 開催日：月1回土曜日または日曜日に開催 ※詳しくはお問い合わせください。 時 間：午後12時～午後1時30分 参加費：無料 連絡先：☎023-641-5191（北崎）
大人の朝活 & 子どものための 朝ごはん食堂すず	味工房すず	朝ごはんを食べたい 人 定員約40～50人 ※予約優先 ※なくなり次第 終了	場 所：山形市春日町8-5 「味工房すず」 開催日：毎週火曜日・土曜日 （祝日にあたる日は休み） ※12月～3月は土曜日のみ 時 間：午前7時～午前8時30分 参加費：未就学児無料、小学生100円、 中学生200円、高校生以上300円 連絡先：☎090-3756-7046（黒田）
こども食堂 こぶ原	こぶ原	小・中学生	場 所：山形市旅籠町2-5-23 「こぶ原」 開催日：毎月2回土曜日不定期開催 ※詳しくはお問い合わせください。 時 間：午後4時開場 午後5時受付終了 午後5時30分頃食事開始 参加費：無料 連絡先：☎023-627-2938（こぶ原） ※そば・小麦アレルギーの方はご遠慮いた だきます。
子ども食堂 アヴニール	NPO法人 アヴニール	小・中学生 （高校生・大学生も 可） 予約制	場 所：山形市飯田3-7-52 「クロ・ド・シャルム」 開催日：必要時シェルター型で開催。 ※その他イベント、子ども会議室等ございま すので詳しくはお問い合わせください。 時 間：お問い合わせください。 参加費：無料 連絡先：☎080-2803-9769（阿部） e-mail:p@te-ac.com
こども食堂 ちゃお	NPO法人 福祉ネットワー ク山形	開催場所周辺の子ど も・保護者 予約制 定員あり	場 所：山形市あこや町3-11-7 「ビッグちゃお」 開催日：月1回～2回土曜日不定期開催 時 間：午後4時30分～午後7時 （午後6時30分受付終了） 参加費：高校生以下の子ども100円 大人300円 連絡先：☎080-9774-4172 （鈴木ショートメール） ※①こども食堂希望 ②名前 ③参加日 ④参加人数 を記載して送信

名称	運営団体	対象（定員）	内容
ひとりじめ こども食堂	株式会社 IKEDA	小学生以下の子ども 及び保護者（1名） 定員30食程度 ※なくなり次第終了	場 所：山形市七日町 2-1-19 「肉酒場ひとりじめ」 開催日：不定期開催 （開催日はInstagramで告知） 参加費：無料 ※移転。準備中
南山形 みんなの広場	地区有志ボラン ティア	子ども・保護者・高 齢者等どなたでも 要申込	場 所：山形市松原 203-1 「南山形コミュニティセンター」 開催日：毎月第3日曜日開催 時 間：午前10時～午後2時 参加費：無料 連絡先：☎080-5848-6404（難波） ※その他夏休み等の長期休みに特別企画 あり。

フードパントリーなど

名称	運営団体	対象（定員）	内容
子育て支援 ほほえみ食堂	PTA の OB、 OG	乳児、幼児、児童 生徒（中学生ま で）の保護者 定員30名 （完全予約制） ※ひとり親家庭の 方が優先	場 所：山形市大字古館 31 山二醤油醸造（株）内 開催日：毎月1回日曜日 時 間：午後2時30分から午後4時 参加費：無料 連絡先：☎/FAX 023-643-2513（新関） HP（申込フォーム） hohoemi-shokudo.com ※開催前月の10日までに申し込みくだ さい。

ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業



ひとり親家庭等の児童・生徒を対象に無料の学習会を定期的を開催しています。
自主学習形式となっています。支援スタッフが相談等に応じます。

対象者

ひとり親家庭等の児童・生徒 小学校から高校生まで

開催日

土曜日 午後5時～午後7時、 日曜日 午前9時～正午

場 所

山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内 4階会議室

利用申込等

NPO法人山形県ひとり親家庭福祉会 ☎622-5570

ひとり親家庭への情報メールマガジン
ひとり親家庭を応援するための
メールマガジンの配信サービスを始めました



こども家庭支援課では、市内にお住いのひとり親家庭の方に役立つ、親子健やか医療の手続き案内、児童扶養手当の現況届の案内や支払日等、山形市における制度、お知らせについて配信しています。ぜひ、お気軽にご登録ください。

ひとり親家庭への情報メールマガジンの利用登録

山形市公式ホームページ

「山形市メールマガジン」で検索

「ひとり親家庭への情報メールマガジン」の内容確認

山形市メールマガジン登録フォーム

入力案内に従い、空メールを送信

すぐに案内が届きます

毎月1日と15日に配信予定。



※登録・利用は無料ですが、メールの受信等にかかる通信料は利用者の負担となります。

下記の二次元コードを読み取ることで、「山形市メールマガジン登録フォーム」へ進むことができます。

山形市
メールマガジン
登録フォーム
QRコード



【お問合せ】

山形市こども未来部 こども家庭支援課 ひとり親支援係
☎641-1212（内線391・579）